

後期高齢者医療制度の保険料が決定しました

年 7万7600円（熊本県平均）

平成20年4月から、75歳以上の全ての人は、「後期高齢者医療制度」を受けることになります。この後期高齢者医療制度では、保険料を年金からの差し引きなどで納めていただくことになります。保険料は熊本県内で原則均一となり、2年ごとに見直しがあります。平成20・21年度の熊本県の保険料率は、次のとおりです。

平成20・21年度の
一人当たりの年間保険料

46,700円（均等割額）

+

所得×8.62%（所得割率）

（保険料の軽減について）

- 所得が少ない被保険者の方には、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額により、均等割額の7割、5割、2割が軽減されます。
- 社会保険や健保組合等の被扶養者であった方は、制度加入時から2年間、所得割額が賦課されず、均等割額5割が軽減され、さらに平成20年度のみ特例があります。
- 被保険者又はその世帯の世帯主が災害により財産に著しい損害を受けたときや失業によりその収入が著しく減少したときなどは、保険料の減免が受けられることがあります。

モデルケース別保険料（収入が年金収入のみの方のモデルです。）

例1）1人世帯の方で、公的年金収入が79万円の場合（7割軽減）
均等割14,000円＋所得割0円＝年額14,000円

例2）2人世帯の方で、公的年金収入が夫199万7千円、妻79万円の場合（2割軽減）
夫の後期高齢者医療保険料 均等割37,300円＋所得割40,300円＝年額77,600円
妻の後期高齢者医療保険料 均等割37,300円＋所得割0円＝年額37,300円

例3）自営業の子供（世帯主）と同居している場合（国民健康保険加入）で、公的年金収入が79万円、子供の営業所得が400万円の場合（軽減なし）
均等割46,700円＋所得割0円＝年額46,700円

例4）会社員の子供（世帯主）と同居している場合（社会保険加入）で、公的年金収入が79万円、子供の給与収入が400万円の場合。（被用者保険の被扶養者への特例）
平成20年4月から9月まで0円、平成20年10月から平成21年3月まで2,300円

保険料の納めかた

介護保険と同様、年金からの差し引き（特別徴収）と納付書等での納付（普通徴収）方法があります。

問い合わせ先

役場住民課福祉班 ☎78-3111(119)、熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511